

根室市教育委員会規則第 6 号

根室市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 3 月 1 9 日
根室市教育委員会規則第 6 号

根室市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する
規則

根室市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年根室市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

（4） スポーツ課

第7条中「社会体育課」を「スポーツ課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。